

○みなかみ町じん臓機能障害者等通院交通費補助支給要綱

平成17年10月1日

告示第27号

(趣旨)

第1条 じん臓又は小腸の機能に障害を有する者（以下「じん臓機能障害者等」という。）が、障害に基づく症状を軽減又は除去する目的で、医療機関において人工透析療法又は中心静脈栄養法若しくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費（以下「通院交通費」という。）を支払った場合、じん臓機能障害者等の福祉の増進を図るため、この要綱に定めるところにより、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 通院交通費の補助を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 町に住所を有する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、じん臓機能障害又は小腸機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者
- (3) じん臓の機能障害等を更生させるため医療機関に通院の上、じん臓機能障害者にあつては人工透析療法、小腸機能障害者にあつては中心静脈栄養法又は経腸栄養法のいずれかの医療の給付を受けている者
- (4) 当該年度分市町村民税非課税の者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の移送費等、他の法令等により通院交通費の給付を受けていない者

(平20告示37・一部改正)

(通院交通費)

第3条 この補助金の交付対象者となる通院交通費は、JR、私鉄又は定期路線バス等の交通機関を利用した場合、その運賃の額とし、自家用車による場合は1キロメートル当たり16円で計算した額とする。

(補助額)

第4条 補助額は、前条により計算した額と次の支給基準により算定した額を比較していずれか少ない方の額とする。

通院距離（往復）	月額
2キロメートル～25キロメートル未満	2,600円
25キロメートル～75キロメートル未満	3,200円
75キロメートル以上	5,200円

(申請)

第5条 通院交通費の補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通院交通費補助支給申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、内容を調査の上支給の適否を決定し、通院交通費補助支給（不支給）決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第7条 補助金の支給は、毎年3月に支給するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町じん臓機能障害者等通院交通費補助支給要綱（平成元年月夜野町要綱第1号）、水上町じん臓機能障害者等通院交通費補助要綱又は新治村じん臓機能障害者等通院交通費補助要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年4月1日告示第37号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第61号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。